

柏市水道部入札条件（紙入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の1第3項の規定により、紙による指名競争入札について必要な事項を定める。（電子入札及び郵便入札は別途入札条件を参照）

1 入札の参加について

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札させる場合は、入札開始前に委任状（年間委任状が提出されている場合はその写しを含む）を提出すること。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (3) 入札書は、本市水道部様式により作成し、入札参加者の氏名を表記した封筒に入れ、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入すること。

2 入札参加の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるので、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出ること。
 - ア 入札執行前であっても、入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出すること。
 - イ 入札執行中であっても、その旨を明記した入札書を入札箱に投入すること。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないことではない。

3 無効となる入札について

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名又は押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 入札書に記載された金額と見積内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

(10) 再度入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札

(12) 低入札価格調査

ア 低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書等の資料の提出を拒否した場合

イ 「入札時に提出した内訳書」と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合

ウ 「低入調査時の内訳書」の各項目について、次に該当する場合

(ア) 必要な経費が盛り込まれていない場合

(イ) 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合

(ウ) 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合

(エ) 予定価格の内訳に対し、柏市水道部低入札価格調査会第2条第1項に掲げる額を下回り、その合理的な理由が説明できない場合。

(13) その他水道事業管理者が定める入札条件に違反した入札

4 落札者の決定について

(1) 入札を行った者の内、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(3) 入札の最低価格が予定価格より著しく低い場合は、落札者としがないことがある。

(4) 工事の入札においては、低入札価格調査制度を設けているので、調査基準価格を下回った入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

5 再度入札について

(1) 開札した結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札は、原則として1回までとする。

(3) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。

(4) 入札が無効になった者は、再度入札に参加できない。

6 公正な入札の確保について

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価

格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

7 異議の申し立て等について

(1) 入札をした者は、入札後、設計図書、仕様書及び説明等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札の執行は、本市水道部の都合による場合及び入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において異議を申し立てることはできない。

附 則

この条件は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この条件は、平成24年4月1日から施行する。

